

平成28年

## 警察庁行政事業レビュー公開プロセス

1 日時

平成28年6月27日（月）午後1時30分から午後3時45分までの間

2 場所

中央合同庁舎2号館地下1階第7・8会議室  
（東京都千代田区霞が関2-1-2）

3 議題

- (1) 安心な社会を創るための匿名通報事業
- (2) 衛星回線契約役務

4 議事

次のとおり

# 議 事

## 【安心な社会を創るための匿名通報事業】

**会計課長** それでは、ただいまから警察庁行政事業レビューの公開プロセスを開催いたします。はじめに、警察庁会計業務改善委員会委員長である栗生官房長から御挨拶させていただきます。

**官房長** 官房長の栗生でございます。本日は有識者の皆様方には大変お忙しい中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。最初に、一言御挨拶を申し上げます。警察庁におきましては、現在、警察庁職員から成る警察庁会計業務改善委員会及び外部有識者の方々から成る警察庁会計業務検討会を通じまして、行政事業レビューに取り組み、それを通じて、事業の効果的、効率的な実施に努めているところでございます。本日は警察庁が昨年度に実施した事業のうち、二つの事業につきまして、有識者の先生方に御議論いただきたいと存じます。限られた時間でございますが、忌憚のない御意見、御提言を賜りたいと考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。

**会計課長** それでは、早速ですが、本日の一つ目の事業になります、安心な社会を創るための匿名通報事業について御審議いただく有識者の方々に御紹介させていただきます。監査法人不二会計事務所の水谷章様です。

**水谷委員** 水谷章です。よろしく申し上げます。

**会計課長** 太陽有限責任監査法人の石井雅也様です。

**石井委員** 石井でございます。よろしく申し上げます。

**会計課長** 関西学院大学経済学部教授の上村敏之様です。

**上村委員** よろしく申し上げます。

**会計課長** 竹谷法律事務所の竹谷智行様です。

**竹谷委員** 竹谷です。よろしく申し上げます。

**会計課長** 東京大学社会科学研究所教授の松村敏弘様です。

**松村委員** 松村です。よろしく申し上げます。

**会計課長** 法政大学国際文化学部教授の松本悟様です。

**松本委員** 松本です。よろしく申し上げます。

**会計課長** それでは、審議に入る前に、簡単に審議の流れについて説明させていただきます。まずはじめに、事業の概要等について担当課長から5分程度で説明がございました。次に私から事業の論点について説明させていただきます。その後、事業について皆様に御審議いただきたいと思っております。審議状況を踏まえつつ、私から御審議中に皆様にお手元のコメントシートへの御記入をお願いすることといたします。その後、皆様の評価を踏まえまして、事前にとりまとめ役として指名させていただいた有識者の方から評価結果及びとりまとめコメントの案を発表させていただきます。この案に対しまして、有識者の皆様から御意見をいただいた後、それらを踏まえ、とりまとめ役の有識者の方から最終的な評価結果及びとりまとめコメントを発表していただくこととしております。以上が審議の流れでございます。皆様には進行に御協力いただきます

よう、よろしくお願ひいたします。では、本日の1つ目の事業でございます「安心な社会を創るための匿名通報事業」について始めたいと思います。本事業につきましては、取りまとめ役を水谷様にお願ひしております。それでは、担当課長である組織犯罪対策企画課長から5分程度で説明をお願ひいたします。

組対課長 組織犯罪対策企画課長の大賀と言ひます。よろしくお願ひいたします。安心な社会を創るための匿名通報事業でございますが、資料の2ページ目をご覧ください。

匿名通報事業の概要です。警察庁から委託を受けました民間団体が匿名による通報を受け付けまして、警察がその情報の提供を受けて捜査等に活用し、事件検挙等に貢献があった場合に通報者に対して最高10万円の情報料を支払うというものでございます。

3ページをご覧ください。この事業の対象の事案は、記載の7事案でございます。平成19年以降、順次対象の事案の拡大をしてきておりまして、現在この7つの事案が対象となっております。

4ページをご覧下さい。匿名通報事業のフローチャートでございます。通報者から受託団体にウェブ又は電話のいずれかにより情報の提供があると、受託団体から当該通報者に受付番号というものを付与いたします。そして、受託団体はその翌営業日に警察庁へ情報をまとめて報告をします。この報告を受けた警察庁で当該報告の内容を確認いたしまして、警察庁における主管課と都道府県警察を決定しております。決定をした都道府県警察へ情報を伝達し、そこで捜査等が行われるということになります。その結果、検挙あるいは保護といった結果が出ますと、警察庁に報告があがってまいります。その報告を受けて警察庁では担当課と組織犯罪対策企画課におきまして、その貢献度を検討しまして、情報料の支払の可否、情報料を支払う場合の支払額について決定し、受託団体へ支払額を指示いたします。それを受けまして受託団体は情報料支払対象となりました情報の受付番号をウェブ上に表示をするということになります。それを見た通報者が受託団体へ連絡してきまして、その連絡を受けて情報料が支払われる、こういう流れになっております。

5ページは、受理件数の推移でございます。事業開始の平成19年から着実に情報件数が右肩上がり伸びておりまして、少しずつではありますが浸透してきている状況と思われまふ。対象犯罪が広がった、当初、電話だけの受付であったものがウェブ、パソコンで受け付けるようになった、さらにそれがスマートフォン、モバイルでも受け付けるようになったといったことも増加の一因であろうと考えています。

6ページは、通報種別の推移であります。圧倒的に、現在では、ウェブによるものが多くなっております。

7ページは、昨年度と一昨年度の対象事案別の受理件数を対比したものでございます。薬物・拳銃事犯が圧倒的に多くなっております、次いで少年福祉犯罪、児童虐待というのがこれまでの概ねの傾向でございます。

8ページをご覧ください。これはこの事業開始当初からの対象事案別の受理件数でございます。当初、少年福祉犯罪と人身取引事案だけだったものが順次増え、毎年の対象事案別の受理件数は、表のとおり推移しております。

9ページをご覧ください。検挙等の件数の推移でございますが、年によって若干の

上下はございますけれども、概ね右肩上がりだと考えております。

10ページは、児童虐待における通告件数の推移になります。匿名による通報を受けまして児童虐待の恐れがあるということで児童相談所に通告した件数をその年ごとに表したものでございます。

11ページをご覧ください。対象事案別の検挙等の件数です。青が26年度、赤が27年度でございます。これも薬物・拳銃事犯が基本的には多くなっておりまして、次いで少年福祉犯罪といった状況でございます。なお、参考情報というものがありますが、これは対象事案以外の通報があつて、その通報により検挙等に至っているものを参考情報による検挙として記載しております。

12ページは、事業が始まりました平成19年以降の毎年の検挙等の件数でございます。合計の欄、右から3列目の下から2段目でございますが、検挙等が160件となっております。そのうち情報料支払対象となったものが括弧で表している137件でございます。この差は、既に警察で捜査等が進んでおりまして、いただいた情報がたまたま貢献がなかった等の理由によるものです。そのうち情報料を支払ったのは34件となっております。その差の100件あまりは、ウェブ上で受付番号を表示しておりますが、通報者からのご連絡が今のところなく、情報料の支払に至っていないということでございます。

13ページは、予算執行額の推移でございます。過去5年間と今年度の予算額、そして過去5年間の執行額を記載しています。平成24年度ですが、対象犯罪も大きく増やしましたので、予算は若干多めに計上しておりますが、執行額を見ながら毎年の額を決めています。先程説明致しましたように、情報料の支払対象となったもののうち、100件は未だご連絡がないということでありますが、ご連絡があると支払をしなければならぬものですから、その分を見越して予算を要求しております。

14ページをご覧ください。昨年度の受託者でございます。記載の業者に事業を委託しております。業務としましては記載のとおりで、通報の受付、警察庁への情報提供、その他記載の内容になっておりますが、広報啓発業務として、ポスターを作成してそれを掲示するという業務も含んでおります。なお、今年度も引き続きこの業者が受託をしております。

15ページをご覧ください。今後の課題として私共が考えているところですが、一つは広報でございます。通報件数は増加をしているため、徐々に浸透はしてきているものと思いますが、残念ながらこの事業について御存知ないという方も多いということで、今後この認知度を上げるための広報を検討していく必要があると考えております。二つ目は、この事業の応札者数でございます。記載のとおり一者または二者ということで、一般競争入札に参加する業者が必ずしも多くないという状況でございます。これについてももう少し検討できないかというところです。

以上でございます。

会計課長 本事業の論点についてでございますけれども一番最後のページにございました2つの課題ですね。1点目が広報の方法・見直しの余地がないかということ、それから2点目の論点が一般競争入札で新規参入業者が参入しやすい環境整備はできないか、この2点について論点として考えております。それでは本事業のご審議をお願いしたいと思います。どうぞ上村先生。

上村委員 ご説明ありがとうございました。本事業ですけれども、警察の捜査が及びにくい犯罪について、一般市民からの通報を活用するので、一定の意義はあると思っています。ただ、より活用できる事業にするためにどうすべきかについて考えていくわけですけれども、具体的には匿名通報をする人の立場に立って、この事業がどう展開されているかについて検討する必要があるのかなと思います。そこで質問なんですけど、フローチャートを作っていたのですが、この匿名通報があった場合に通報から情報料の支払まで、時間的に最短、最長というのはどういう形なんでしょうか。なかなかデータとしては難しいかもしれませんが。

組対課長 通報を受理いたしまして都道府県警察へ情報を提供します。その後の捜査の進展状況、情報の確度にもよります。そのままピンポイントの情報なら早いでしょうし、そうでなければ時間がかかることもありますので、一概には言えません。

上村委員 大体これくらい、というもので構いませんけど。

組対課長 早いものと1月前後で検挙に至ったというものもございまして。長いものと1年弱かかっていたりするものもございまして。全てを網羅したものが手元ありませんので、もう少し時間がかかっているものもあるかもしれません。

上村委員 私は通報したことはないんですけど、通報者は、自分が通報した情報がどのように扱われているのかということについてかなり知りたいんじゃないかと思っています。匿名だけに、周りでこの事業を使った人を探すのは難しいので、このような制度があっても本当に活用してくれているかということを感じることはなかなか難しいかなと思います。現状だと、この匿名通報ダイヤルのホームページにアクセスすると、情報料の支払が可能だというものと、追加情報を求める2つの状態しか確認できない。そうすると、自分の通報が警察庁の内部においてどうやって使われているか段階が分からないわけで、このフローチャートを作っていたのは、その段階があるんだったら、この段階のプロセスがわかるような形になると、自分の情報がこの段階まできている、ということが分かるんじゃないかと思います。併せて、結局25パーセントの人しか報奨金を受け取っていないと考えると、通報者は本当に報奨金を目当てとして通報しているかどうか、というところも論点かなと思います。そういう意味では、こういう段階の開示というものが、警察庁の中では可能なかどうか、報奨金が本当に必要なかどうかというのは論点としてあると思いますが、どうでしょうか。

組対課長 前者の段階ですけれども、捜査は日々進展をしますし、なかなか状況を具体的に表示するという事は難しいと思っております。また、ご指摘のとおり、情報料の支払対象を表示しましても、連絡があって支払に至ったというものが必ずしも多くないということは、恐らく情報料が本当に欲しいということではなく、本当にこういう犯罪をどうにかしてほしい、あるいは、心配だという純粋な気持ちで通報していただいている方も少なくないと思っています。ただ、我々としては、なるべく多くの通報を受けて犯罪の検挙をしたい、あるいは、被害に遭っている方を保護したいと考えておりますので、その情報の通報をしていただくためのインセンティブとしては、やはりいくらかの情報料を支払するという事を続けたいと考えています。

上村委員 捜査に関わることなので、どこまで情報を提供するか、難しいと思っておりますけど、例えば、追加情報を求める場合、結構、その情報って匿名通報ダイヤルのホー

ムページに載ってますよね。追加情報を求めると言ってもどの段階で止まっていて追加情報が欲しいのか、匿名通報した方に分からないですよ。なので自分の情報はここまでいったんだけどここで駄目になったということが分かれば、より良い情報を追加しようと思うようなインセンティブになるんじゃないかと私自身は思いましたが、そこは検討してもらえればと思います。これは意見です。以上です。

会計課長 ありがとうございます。他にいかがでしょう。松本先生どうぞ。

松本委員 ご説明ありがとうございました。今の上村先生とも関係するのですが、論点の中で一番目が広報なんですけど、広報と言った時に、類似のものがあり得ないか。

質問させていただきたいのですが、この匿名通報の中で通報者自らが何か被害を受けたというようなケースがあり得るのかどうか。本当に情報だけなのか。そのあたりはどのような感触をお持ちですか。

組対課長 基本的には通報者自らが被害に遭われているという方はあまりないようです。

松本委員 例えば、暴力団とか、周りでこういう人達がいる。自分もこのままだと被害に遭うんじゃないかという恐れから通報がある。そういうことはないんですか。

組対課長 そういう可能性はあります。全くないわけではありません。勿論、周りでこういうことがあった、私もそういう被害に遭うかもしれない、と通報される方もあり得るんだろうと思います。

松本委員 つまり、広報したとしても、どういう時が都道府県につながる相談ダイヤルなのか。あるいは、インターネットホットラインセンターのようなものなのか。通報する側の入口が少なく、その受け取った側に仕分けてもらった方が連絡はしやすいんじゃないかと思うんです。現在、複数のものがあるということでは警察庁はどうお考えですか。

組対課長 色々な制度がございますけれど、それぞれ制度の目的や趣旨が異なりますので、一本化した方がいいのではないかとのご意見、他方で、一本化した場合、全ての方がそれを分かるようにしなければいけないので、どこかに引っかかればいいのかという考え方もあり得ると思います。

松本委員 それは逆の言い方をすると、参考情報という形でデータをお示し頂いていますが、それはここに該当する事案ではないようなことでも後で役に立ったというものですが、一方で他の相談ツール、通報ツールを通じてこれらの事案の解決に役立った有用な情報を得た、逆の参考情報もあり得るんじゃないか。それについては特にデータ化とかはされてないんでしょうか。

組対課長 データはございません。

松本委員 折角、参考情報という欄があるものですから、むしろ、逆の矢印の参考情報これらの事案の解決になりそうな役立つ情報がこれ以外の通報・相談のツールを使ってくるんじゃないかと思う。通報側からすると、ある程度もう少しざっくりとした入口で考えた方が広報の予算ということを考えた場合に、それらが一括でやられた方が良いような印象を持っているんです。その辺りについて、警察庁として別々の方が有効であるというお考えなのではないでしょうか。

組対課長 そうですね。他の相談は、必ずしも匿名ということにならないもので、特に自分が被害者で救ってもらいたいということであれば、名乗って相談や通報はあると

思います。ただ、怖いとか、名前を出したくないという方から情報を受理して検挙につなげていくという意味では、この匿名通報事業が良いと思っていますし、ポスターにも書いておりますけれど、緊急の場合には名前を出して110番通報してもらうこともあります。通報者が自分の身元が分かってもいいと思うか、匿名で通報したいと思うのか、それぞれの目的に応じた窓口があって然るべきだと思います。

松本委員 インターネットホットラインセンターというのは、匿名ということもできると書かれていますし、警察相談専用電話#9110も場合によっては匿名も受け付けられる。#9110について言えば、相談件数が年間170万件という非常に大きな件数があるものと考えれば、確かに増えてはいますけれども匿名通報事業というものを単独で維持して広報を充実させることが効果的な方法なのかということについては疑問を感じます。これはコメントですけれども。以上です。

会計課長 ほかにはどうでしょう。石井先生。ちょっと待ってください。官房長お願いします。

官房長 少しお答えしてよろしいですか。組織犯罪対策企画課長が110番とかそういう仕組みを担当していませんから、ちょっと答えにくかったところがあったと思います。私が思ったことを申し上げたいと思います。

まず、先生方からのご指摘はありがたいご指摘だと思います。

110番のような警察が外部から情報を入手する手段があります。それからご指摘の#9110がございます。これらはいずれも警察に連絡しているという認識をお持ちの方が利用されています。

もう1つのパターンは、警察は敷居が高いが警察ではないところに連絡をしている、直接、警察には連絡はしていないけれども情報は間接的に伝わる。警察は敷居が高いと思う方がいらっしやると思います。そういう方々からどの様に情報を集めるか。

110番は、基本的に急訴と言われるように、事件が起こったり、事故が起こったり、または、自分が被害に遭おうとしている時に電話をかけられるということでありまして、こういう潜在的な犯罪が起こっているのを少し聞知したので正義のために伝えたい方々にどう円滑に連絡してもらえるかという体制を作ると言いますか、大きな分け方は二つかなと思います。

ホットラインセンターの話もされたので、考える道筋としてはあるという気がします。ちなみに表に書いてありました犯罪の種類は、警察が知らずに終わってしまう犯罪であります。潜在的になりやすいものでありますので、そのことをどう拾うか、我々の耳にどう入れるか、ということで考えたのがこの制度でございます。とりあえず、ご参考ということでお願いします。

会計課長 石井先生。

石井委員 関連してでございます。話を伺って、なるほど、なんですけれど。この匿名通報の制度自体は必要なんだと理解しているところではあります。やっぱり通報する側に立った時に、例えば、このポスターとかも特殊詐欺が加わりましたということで8つの項目をあげて書いてあるんです。110番は警察にかけている気分になる。それはそのとおり。

この制度自体をもう少し使い勝手を良くしていくのに、なぜこういう限定列举のよ

うな形でやっているのかなと思います。広報が課題で、もっと周知をさせていかなければいけないと言っているにもかかわらず、限定列举でジワリジワリと増やしていますということは矛盾するんじゃないかと思います。

感想ですが、もっともっと広く情報を取りに行くということが弱いのではないかと思っています。広報について課題認識されていて私も勉強会で初めて知ったというのが正直なところでした。そういう中で、広報のところは具体的にどこかにお願いしているとかいうのはあるのでしょうか。この制度を広げることまでリンクファシリテーターへの委託内容に入っているのかということをもっと教えて下さい。

組対課長 広報啓発業務が委託の内容に入っています。それは、ポスターの作成と掲示場所の確保をして掲示もしてもらうということです。

石井委員 限られた予算での広報になると思うんですけども、どこまで広報に関する事業者からの提案を受けているだとか、制度を回していかないといけないということでの当該事業者だと思うんです。けれども、広く知らしめていくだとか、ちょっと目的が変わって来た時に、果たして当該事業者で良いのかであるとか、違う切り口で広報に強い業務を進めてくれないかというアプローチで選定して、競争入札をするだとか、こういうことも考えられるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

組対課長 広報だけを考えると、まさに長けた業者は他にいて、その部分だけ別に入札するということはある得ると思います。あとは、予算との兼ね合いがありまして、広報だけ切り出して入札をかけるとすると、今の委託費の中では収まらないと思います。

石井委員 予算との兼ね合いだと思うんですけども、いずれにしましても、一つもうすでに認識されている大きな課題として広報というのを掲げているので、ここに切り込んで行こうという時に、現状のシステムをきっちりやってくれている業者さんと、ポスターを何万枚という活動とかリンクバナーもあるけれど、広報を切り分けるということも検討できるのではないかと思います。以上です。

会計課長 ありがとうございます。松村先生お願いします。

松村委員 また蒸し返してしまうんですけど、いただいた資料の最初のページに書いてあるポスターが広報で色んなところに貼られているんですね。この制度の趣旨というのはよくわかりました。警察に直接言うのではなく、別のところに委託して匿名の形で伝わっている。そういう形になっているから吸い上げられる情報もあるのだと、このポスターを見てそれが伝わるのかなと思う。匿名と書いてあるから当然、分かるだろうって思うかもしれないんですけど、これが警察の直接の事業と思う人も当然出てくるような気がします。広報に関しては、充実して色々な人に知ってもらうことも重要なことですが、その前の段階で、どういう形で何を知ってもらいたいのか、ということから検討し、色々なものがあるけれど、こういう制度があるともっと上手く伝わるように警察庁の方でこういうやり方で広報していくと考えた上で、別の業者にした方がいいのか、あるいは、匿名性を疑われるから難しいというのかを検討されたらいかがでしょうか。特に先程言われたいくつかの入口があるというところで、トータルで全体として宣伝するというのがとても重要で、その辺で検討を始めるべきだと思います。以上です。

会計課長 竹谷先生お願いします。



竹谷委員 課題の一つが一般競争入札に参加する業者が少ないということですが、19年度からの実績で、現在の株式会社リンクファシリティーズ、これ以外のところが落札している事実はあるのでしょうか。

組対課長 この業者以外にも落札の事実がございます。

竹谷委員 19年度からずっとリンクファシリティーズがやっているわけではない。

組対課長 はい。そうです。

竹谷委員 そうすると、今までいくつくらいの業者が担当しているんですか。

組対課長 今受託をしていただいている業者さんと、もう一者の二者だけでございます。従いまして、二者入札となっているところが今の業者と前の業者ということになります。最初は別の業者が19年度からやっております、24年度以降、今の業者さんと競争でやっております。

竹谷委員 この表はそういう風にお読みすればよかったんですね。二者がやっていたうちの一者が下りてしまっているという風になると思うんですけども、下りた理由については何か調査されているのでしょうか。

組対課長 24年度から競争によりまして、今の業者さんがやられています。実は、昨年度は、今の業者さんとは別の業者が落札したんですけども、ウェブによる受付が多くなっておりまして、しかもモバイルで受付をするようになってから急激に受理件数が増えています。その関係で個人情報など色々な情報がございますから、ネットでのセキュリティというのが重要になってきます。結局、昨年度は、落札した他の業者がネット上のセキュリティの確保が難しいということで辞退をされた。それで今の業者が受託し、今年度は今まで入札していたもう一者が入札してこなかったという事情がありました。

竹谷委員 19年度から23年度までは随意契約を結ばれていたんですか。

組対課長 いいえ、競争入札です。最初の業者さんは、電話の通報がほとんどでウェブが少なくて需要が少なかった。ウェブの通報が増え、その対応が昨年度はできなかったのです。

竹谷委員 はい、わかりました。

会計課長 水谷先生お願いします。

水谷委員 ポスターの件になるのですが、松村先生と違って、このポスターは警察臭を感じさせない。今まで過去何年間のポスターも見たんですけど、一応、今回のポスターには警察の捜査等ということが書かれています、それまでのものにはあまり入っていなかったりして、もう少し警察の捜査に協力しているということを強調してもいいのかなと思いました。それと、入札する時に広告を一般の人からも募集してやるとか、そういうことは駄目なんですか。もう少し周知するためには、一般の人からもポスターの募集をしているというのがないと良いと思いました。業者なんですけれど、もっと声掛けをすれば業者はあると思うんです。積極的にある程度業者を増やす努力は、警察でもしてもらわないと増えないんじゃないかと思います。以上です。

会計課長 上村先生どうぞ。

上村委員 一般競争入札の一者応札になっている現状をどうするかという話がありますが、当初は電話がメインで今はウェブが多くなってきているというところで、仕事

自体の性格が変わってきている。なので、インターネットに強い業者さんじゃないとなかなか受けられないというような状態になっていると思います。先程、松本先生からもお話しがあったインターネットホットライン事業ですね。大体1億3千万円の予算なんですけれども、こちらのレビューシートも私いただいているんですが、インターネット協会さんが落札されている。こちらは一者入札ということでよろしいでしょうか。

組対課長 担当ではございませんので。

上村委員 ダイヤルの一本化は難しいということは考え方として納得できる場所はあるんですが、業務の一本化はできるんじゃないかと思う場所はあるんです。通報側は複数あるんだけど、ウェブのアクセスは区別できるので、民間は仕事を受けてできると思います。ホットラインを受けながら匿名通報ダイヤルを受けるのは一つあり得ると思います。そうすると受託金額もどうなるか分かりませんが、業務の幅が広がるので参入の余地は広がると思います。特に匿名通報は電話からウェブへの流れとなってきましたので、そうするとインターネット関係の業者さんは増えてくる気がすると思います。競争性はかなり増えてくると思います。コメントです。

会計課長 ありがとうございます。審議の途中なんですけど、そろそろ有識者の方でありますはコメントシートに御記入を始めていただけますようお願いをいたします。竹谷先生お願いします。

竹谷委員 私も今のご意見の通り、他の業者ができない様な業務ではないと思います。ですから勿論、こちらから仕様を明確化するとか、そういう形で積極的に業者に働きかける、そういう努力が必要なのではないかと考えています。

会計課長 松本先生お願いします。

松本委員 今の点、コメントシートとも関係あるんで確認したいんですけども、警察庁としては、これが一者あるいは二者になっている理由というのはどこにあるという風に現段階はお考えなんでしょうか。

組対課長 実は、そこはよく分からないのですが、改善の方法としては、若干、公告期間を延ばしたり、なるべく多くの人に知っていただくことが必要だと思います。それと当初に比べて通報がかなり増えてきており、その面からも我々としては結構安い値段で落札してくれていると思います。

松本委員 ちょっとパイが小さい。

組対課長 業者さんの考えなので分かりませんが、この値段ではできないと思っている業者さんもいるのではないかと思います。

松本委員 わかりました。あと一つ。組織犯罪というのがレビューシートを見ると国際組織犯罪と書かれているんですけど。例えば外国語での情報を得られるような、英語でも中国語でも構いませんが、外国語で通報ができる仕組みというものは今のところ警察庁全体でも存在はしていないのでしょうか。

組対課長 ウェブですとアルファベットがありますので、英語はウェブで書き込んでいただければ、受け付けることは可能だと思いますけれども、電話等ではおそらく業者さんの方でどれだけ対応できるのか、と思います。

会計課長 ありがとうございます。先ほどご質問のありましたインターネットホットラ

インセンターの入札関係ですけれども、平成27年度につきましては一般競争入札しましたが、一者応札となっております。

松本委員 わかりました。とすると、こちらの事業にとってもいいことだと思うんです。そちらも一者応札こちらも一者応札、そういう意味では両方統合していくような形が望ましいかなと、コメントですが思います。

会計課長 上村先生どうぞ。

上村委員 警察庁は広報に力を入れなければいけないというようなことを言われているんですけど、具体的にはどういうことをやりたいと思いますか。例えばもしもお金があったらという話でいいと思うんですが。私は報奨金を廃止したらいいんじゃないかと実は思っているんですけど、このまま報奨金を受け取られない方っていうのはストック状態になっていて、どんどん積み重なっていく。それを予算化していくと予算としては非常に大きな金額になっていく可能性がある。実は全然期待していない人もたくさんいると思うので、そういう意味では会計上は負債を抱えているような形になってしまうので、もう本当にやめてもいいかなと思っているんですけど、やめるということができればある程度お金がとれると思うので、そういう意味ではお金がもしもあれば、つまり報奨金を広報に転換できるのだったら、どういう広報をしたいと思われませんか。

組対課長 お金の問題になりますけれども、広く知っていただくためには、場合によっては新聞広告ということもあるでしょうし、ポスターを全国に貼るようなこともございます。お金に糸目をつけなければ色々あると思います。ただ、予算の制約の中でどれだけ効果的にできるかということは、工夫が必要だと思っています。

会計課長 水谷先生お願いします。

水谷委員 匿名通報ダイヤルのホームページを見ての感想なんですけども、追加情報を求めていますというのがいっぱい書いてあって、たまたま一か月前くらいに見て、今回また昨日も見ただんですけども、結構異動があるんですね、警察はちゃんと対処しているんだなということに私は感心しました。

上村委員 今のに関連して、それは先生がよく見られるので分かると思うけれども、多分、そういう方はごく少なくて、やっぱり通報されている方は自分の番号がどうなっているかっていうのがすごく関心事であって、そういう意味では自分の番号が検挙に至るプロセスのどの位置にあって、もしも表示できるんだったら、今は捜査段階ですとか、捜査まで行っていると思えるかどうかすごく大事だなと思うんですよ。なので、例えば捜査まで行かないんだったらそれで、捜査まで行きませんでした、という情報をきちんと提示すること。そういうことができれば、通報するインセンティブになるだろう。やっぱりお金じゃなくて、自分の情報がどこまで辿り着いているのかということの方がこの事業のインセンティブになっているんだなというような気がしています。

会計課長 ありがとうございます。現在ちょっと集計しております。よろしければ松村先生お願いします。

松村委員 お金はお金であつたらいいと思うが、これが社会にすごく役に立っているかと分かることが重要なことだと思う。どれくらい進展しているかというのを出すとい

うのは私はあんまり気が進まないです。正直、どうしてかと言いますと、大半の情報が使えないと私は思います。あなたの情報は使えませんでしたから捜査には至ってませんとずらずらと並んでくることは本当にいいことか若干分からないのです。全体としてこれだけ役に立ちましたという方が膨大な数の中で役に立った情報のごくわずかであったかもしれないけれども、本当に子供の命を救うということにつながることで当然いくつもあり得るわけですから。全体の情報はともかくとして、個々の情報でどの段階にあるかということを手くできるのかということとは若干の疑問です。大半の情報はクオリティが低いからこの事業は駄目だと到底思わないし、それでも出してもらえたら、すごくいい情報もあるわけですから、ディスカレッジするという事ではないんですけど。私は大半の情報が役に立っていないんじゃないかと思ひます。

組対課長 ご指摘のとおり、昨年度は1万件を超えるような通報があったんですけども、ウェブでの受付を始めてから特に顕著だろうと思ひ訳ですが、意味不明な、あるいはいたずら書きのようなものが少なからずあります。これに対応することは困難であります。この事業が始まって38,000件余りの通報がありまして、現在捜査中のものも当然ありますけれども、160件程度が検挙等につながったということで、割合自体は決して多くはございません。そういう意味では今松村先生が指摘された面もあろうかと思ひます。

会計課長 松本先生お願いします。

松本委員 今のことも関連あるんですが、この事業を今後継続した場合に、評価方法についてどうするのかということは結構大事な事かと思ひます。警察庁の行政事業レビューをやっているのも悩ましいのは、犯罪が多いと、もしかしたら警察庁の役割は高まるのかもしれないけれども、国民にとって望ましい姿でもないわけですから、そこがすごく難しいと思ひています。そういう意味では、2つお願いがあって、レビューシートの中では現在単位当たりのコストについては、検挙件数で年間執行額を割って、この額が増えていると効率が悪くなっているかのように見えるので、そういう風に捉えられて本当にいいのかどうかということはお考えになっていただきたい。ただ、その一方で松村先生もご指摘されたように、情報が増えることによって警察機関がそれに当たらなくてはいけない、事実確認等ですね。どのくらいコストがそこにかかるようになるか、むしろ捜査妨害になっているのではないかという方が気になることである訳です。したがって、そこは現場感覚でこの事業による効果と、現場の警察官がそれに対応しなければいけないものの勘案をどのくらいに考えたらいいのかというのは、これはなかなか我々外部の人間には分からないところでもありますので、警察庁の中でやはりこうだったら効果的と言えるのではないかということをして是非ご検討いただきたい。その上でですが、これはやはり外部通報がなければ絶対に解決しなかった事件であるということが質的にも出てくるのが大切なことではないかと思ひわけで、国民生活にとっては事件の解決ということが、非常に重要ですので、そういった質的な情報という点でも、是非収集いただいて、蓄積いただいて、今後のこの事業の評価する際の材料を集めておいていただきたいということをお願いしたいと思ひます。

会計課長 よろしいでしょうか。それでは評価結果及びとりまとめコメントの案を、とりまとめ役である水谷先生からお願いします。

水谷委員 それでは発表いたします。皆様が投票した結果は、事業全体の抜本的な改善が1人、事業内容の一部改善が5人であり、それぞれ主なコメントは、まず抜本的な方から申し上げますと

- ・ 情報料制度は廃止するか、最初の段階で情報料の受け取りを希望するかを意思表示してもらおう。広報は他の類似事業と一緒にやってはどうか。

これが抜本的な改善の意見でございます。

それ以外が一番多かった事業内容の一部改善について申し上げます。

- ・ 広報の予算を別建てし、目的と予算を少し細かく設定した方がよいと考える。発注する事業を分けるような。他の類似事業と併合し事業の規模を拡大するのも一つの案。
- ・ 自分の通報が警察の内部においてどのように扱われているのか、その段階が分かるように表示していくべきである。報酬の廃止を検討すべきで、報酬を廃止して広報を強化すればよい。インターネットホットライン業務と事業統合を行い、業務の一本化を行ってはどうか。
- ・ 他の類似事業との役割分担を再度考え、広報は量を安定させるよりも前にまずどう広報するのかを考えるべきである。
- ・ 警察の捜査に活用することをもっと強調してはどうか。実施可能な業者への声掛けを行い、入札参加者を増やすようにしてはどうか。
- ・ 匿名性を確保するのがこの制度にとって重要なことは理解できる。仕様の明確化の工夫が必要と思われる。発注側から競争性を高めるための働きかけをすることが必要。

以上でございます。

会計課長 ありがとうございます。それでは評価結果及び取りまとめコメントの案に対して、御意見がございましたら、よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

水谷委員 それでは、先ほどの評価結果及び取りまとめコメントの案につきまして、皆様の御賛同をいただけたものと判断いたしましたので、これを最終的な評価結果と致します。

会計課長 どうもありがとうございました。今後はこの評価結果といただきましたコメントを踏まえて事業の見直しを進めてまいりたいと思います。それではこの事業はこれにて終了とさせていただきます。ありがとうございました。

## 【衛星回線契約役務】

**会計課長** それでは、続きまして本日の二つ目の事業でございます「衛星回線契約役務」について始めたいと思います。まず、御審議いただく有識者に変更がございますので、改めて御紹介申し上げます。

本事業の審議には、水谷様が変わり、弁護士法人赤坂法律事務所の赤坂裕彦様が参加いたします。赤坂様、どうぞよろしくお願ひいたします。

**赤坂委員** よろしくお願ひします。

**会計課長** なお、一つ目の事業について御審議いただきました太陽有限責任監査法人の石井雅也様、関西学院大学経済学部教授の上村敏之様、竹谷法律事務所の竹谷智行様、東京大学社会科学研究所教授の松村敏弘様、法政大学国際文化学部教授の松本悟様の5名の皆様につきましては、引き続き、本事業も御審議いただきますので、よろしくお願ひいたします。

御審議いただく有識者に変更ございましたので、繰り返しにはなりますが、改めて審議の流れについて御説明させていただきます。担当室長からの事業の概要等の説明後、私から事業の論点について説明いたします。その後、事業について皆様に御審議いただきしたいと思います。審議状況等を踏まえつつ、私から御審議中に、皆様にお手元のコメントシートへの御記入をお願いすることといたします。その後、皆様の評価を踏まえまして、事前に取りまとめ役として指名させていただいた有識者の方から、評価結果及び取りまとめコメントの案を発表していただきます。それに対して有識者の皆様から御意見をいただいた後、それらを踏まえ、取りまとめ役の有識者の方から、最終的な評価結果及び取りまとめコメントを発表していただくこととしております。

それでは、審議を始めますが、本事業につきましては、取りまとめ役を赤坂様にお願ひしております。よろしくお願ひいたします。

それでは、まず担当である通信運用室長から5分程度で説明をお願いいたします。

**通信運用室長** 通信運用室長の熊谷でございます。よろしくお願ひいたします。衛星回線契約役務について、スライドとお手元の資料で説明させていただきます。

資料の2ページを御覧ください。本契約は、警察官が活動する現場の映像を指揮官等のいる警察本部、警察庁等に送るための衛星回線を借り上げる契約でございます。現場側が車載局や可搬局になります。全国47都道府県でこの衛星回線を利用しています。映像を送るためには、地上回線を使うことも考えられますけれども、それと比較した衛星回線の利点、取りも直さず衛星回線を利用している理由が次のページになります。

まず、災害に強いということが挙げられます。大地震発災時にはケーブルの切断や中継局の罹災により地上回線が不通となる場合がございます。衛星通信では、上空の衛星が健在である限り、国内いかなる場所からでも通信が可能です。また、地上回線は事前に敷設しておく必要がありますけれども、車載局や可搬局を映像が必要とされる現場に持ち出すだけで、すぐに映像送信が可能となります。さらには、広域性、同報性と書いてありますけれども、ひとたび衛星に映像信号を送れば、日本全国どこでも受信することができるといった利点もございます。

次に活用イメージです。4ページを御覧ください。左上は火山の噴火の場合ですが、

こうした災害の場合は、上空から衛星で火山及び被災地全体を俯瞰して見る必要があります。そのため、ヘリにカメラを積んで撮影し、ヘリからの映像を応急通信対策車で受信し、そのまま通信衛星に打ち上げて、それを当該警察本部や警察庁で見るといった用途に使っております。また、地上からの映像は、左下の水害の場合のように、救助活動の状況を撮影して、直近の応急通信対策車からの映像を衛星に打ち上げます。さらに、右下は土砂崩れですけれども、車両が入れない場所であれば、可搬局を担いで行って現場の映像を送るといったように使用しています。

次に5ページでございますけれども、この衛星通信は、映像の伝送以外にも災害の拠点施設である警察本部等が罹災した場合に、必要最低限の電話、FAX、データ回線を代替施設において確保する役割も担っています。

具体的な用途でございますけれども、お手元6ページをご覧ください。実際にいかなる用途に使っているかという円グラフでございます。災害対策・警衛・警護が54%でございます。半分以上です。こうした活動は大規模な部隊を動員して行うため、平素の訓練が極めて重要であることから、各種訓練に34%使用しています。

7ページからは契約状況の説明になります。契約の相手方はスカパーJSATという会社、終日専用できる帯域が36MHzで、その大部分がカラー画像4ch分に使用しております。その他に先ほど申し上げた被災時の電話、FAX等の帯域が確保されています。その他、随時利用分と書いてありますが、いわゆる時間借り回線がカラー画像3チャンネル分となっています。

警察庁において、この衛星通信を災害対策の目的で使うためには、7ページ下段の「その他の条件」が極めて重要となっています。終日専用帯域は警察庁の統制で運用できること。この条件により、機器設置後、直ちに回線を敷設して使用することができます。また、時間借りの分は、警察庁の統制には入っていないので、衛星回線事業者への連絡が必要であり、終日専用と比べて開局まで15分程度かかりますが、申し込めば、他のユーザーと競合することなく、すぐに貸してもらえ契約になっています。災害発生時は需要が集中するので、この条件も必須と考えております。

8ページは過去5年間の予算額及び執行額の推移でございます。これが終日専用帯域となっております。定額で平成23年度から年額4億5千5百万円程度、平成27年度は入札の結果、若干高くなり、約5億5百万円となっています。随時利用分については、年度によって凸凹がありますが、使用時間の違いであって、単価は税抜5分間8千円に変化はございません。

次に課題が2つございます。

一つは10ページを御覧いただければと思いますけれども、以前は、JSATと宇宙通信という伝送事業を提供する業者が2者ございました。この2者が平成20年に合併して、その後の入札、2回行ってありますが、一者応札が続いているという現状でございます。これが1点でございます。平成26年度末に行った27年度以降5か年の契約においては、入札説明書は6者が取りに来られたものの、結果としては一者応札となっております。

次に回線契約の内容の見直しが可能かどうかについてです。特に経費の大半を占めております終日専用分を4チャンネルとしていることについてですが、まず、全体で

平均してどの程度使用しているかということ、使用時間はおおむね4チャンネルで1年あたり4,000時間で、若干年度を追うごとに増えていますが、おおむね1チャンネルあたり1,000時間となっております。

次に平成27年度の日ごとのチャンネル使用実績ですが、終日専用4チャンネルを使い切っている日が年366日のうち146日、あるいは時間借りのチャンネル、1チャンネル、2チャンネル借りたという日が11日ございました。その他、3チャンネルが75日、2チャンネル、1チャンネル、1チャンネルも使わなかった日もありますが、ご覧いただきますと、0チャンネルや1チャンネルの時は、大部分は休日であり、こうした状況から、終日専用できる回線数を4としていることは需要に見合っていると考えているところです。以上です。

**会計課長** ありがとうございます。それでは、本事業の論点についてですけれども、先ほどスライドにもありましたとおり一つの論点は、「競争性導入の可能性はないか。」、二つ目の論点としては、「回線契約の見直しの可能性はないか。」と整理をしております。

それでは、本事業について御審議をお願いいたします。

**上村委員** 御説明ありがとうございます。本事業について、例えば、災害や要人の警護については非常に重要な、衛星回線を使わなければならない部分もあるかなと思っています。私自身がよくわかっていないところがありますので、確認ですけれども、地上回線で何か映像を送ることも別にあると考えてよいですか。

**通信運用室長** ございます。

**上村委員** 実際、条件があって、例えば災害には不向きだということはわかるのですが、コストはどちらが安いですか。

**通信運用室長** 何とも言えないところがございます。というのは、借り上げる時間にもよりますし、配信する箇所数によっても変わってきますし、そこは何とも言えないところがありますが、一般的には、固定的な伝送手段があれば地上の方が安いと思います。

**上村委員** わかりました。4チャンネル使用時の目的別内訳を記載した資料があります。こちらに訓練とありますが、訓練とは何に回線を使われているのですか。

**通信運用室長** 訓練には合同訓練と単独訓練がございまして、合同訓練と申しますのは、他機関との合同訓練、あるいは複数県にまたがる訓練であるとか、一つの県に閉じていても多種多様な部隊が参加するような比較的大がかりな訓練を合同訓練と言っています。単独訓練とは、私ども技術屋が、衛星回線をいかに早く立ち上げるかということで、災害はいつ発生するかわかりませんので、すべての技術系職員にそれを習熟させる訓練としています。

**上村委員** そうすると、回線のための訓練だと考えてよいでしょうか。警察の訓練ではなくて。

**通信運用室長** 訓練というのはですね、単独訓練は衛星を立ち上げることによって、習熟のための訓練であります。合同訓練というのは、場合によっては、招集から始めて、活動する多種多様な部隊が被災地と想定されるところに行き、そして、カメラをどのように構え、どこに車を置き、そうすればステディな回線を構築するかというこ



とを含めて、一連の流れを全部やりますので、そういう意味では非常に実戦的なものとなっています。

**会計課長** すみません。ちょっと補足させていただきますと、災害の訓練を警備の部隊が出て行ってやるのが合同訓練でその映像を通信で送るということです。それが説明のなかでは明確でなかったかと思えますけれども。

**上村委員** わかりました。柔剣道大会とか逮捕術大会等でも衛星回線を使われていますけれども、これは絵の中でどこに入るのですか。

**通信運用室長** 「その他」のところに入れてあります。

**上村委員** それは、衛星回線を使わなければならない理由はあるのですか。

**通信運用室長** 例えば、柔剣道大会の場合、一日会場を借りて、朝の2時から出かけて夜中までという形の作業になります。行事に使っているのですが、カメラを何台も設置して、切替器を設けて、ケーブルを張ってという一連の作業をどれだけ段取りよくやるか、衛星を上げるかという意味において、いい訓練、実戦的現場であると私どもは考えています。

**上村委員** でも単独訓練でも訓練はされているのですよね。

**通信運用室長** 単独訓練もしています。

**上村委員** わかりました。あと、「使用実績③」にチャンネル使用状況があるわけですが、こちらの、例えば6チャンネルだと3日間、5チャンネルだと8日間使っていますが、この中に、例えば6チャンネル使用した日、5チャンネル使用した日、このチャンネルの中に日程が調整可能だったものも入っているのでしょうか。

**通信運用室** 随時回線のチャンネルを借りる日は、事案が二つ三つ重なった日でございますので、調整できるものは入っておりません。調整できるものは何かと申しますと、そこからまずはっきりさせなければならないのですが、13ページの表ですと、単独訓練、これは日程調整が可能です。それから、試験調整とありますが、これは非常に技術的な、まさに試験ですが、これも移すことは可能です。こういった類のものは入っておりません。

**上村委員** 今日、配られた資料には入っていないのですが、衛星回線契約役務の予算額を平成12年から時系列のデータをいただきました。このデータによると、平成17年の予算が6億円、平成18年だと3.6億円とけっこう減るわけですね。その後、19年、20年は同じくらい、3.6億円ですが、22年に4.7億円と上がるわけですが、どうして、17年は6億円だったのが、18年に3.6億円という形に減ったのでしょうか。

**通信運用室長** 10ページの表でいきますと、左下に16年度末に行った17年以降5年間の入札で、2者、具体的にはジェイサット株式会社と宇宙通信株式会社の応札があり、ここで競争性の原理が働いて、下がったものと考えています。

**上村委員** なるほど、わかりました。つまり、競争する原理が働くと3.6億円まで下がったと、現状は競争性が働いていないので5.6億円くらいになっているという理解でよろしいですね。わかりました。それはまたあとで考えます。

**松本委員** まず、円グラフのことなのですが、行政事業レビューは国民目線で確認しようということで、当然、災害・警備・警護に必要であるということは、恐らく何ら疑

問がないですし、この事業の説明のところ、活用イメージで書かれているもの、まさに噴火であったり、震災であったり、議論の余地のない写真が入っているのですが、しかし、やはり議論の余地があるのはそれ以外の部分なわけですから、私としては、より説明していただきたいのは、これだけのことをやるのに、どうして残りのこれほどの訓練が必要なのかの説明がないとこの予算の説明になっていないのではないかと思うのです。つまり、これだけのことをやるには、例えば、頻度としてこれくらいの規模のものをこれくらいの回数やらなければいけないという何か説明があり得るのか、そこを伺いたいのですが。

**通信運用室長** 大きな部隊が動く場合は、先ほど申し上げたとおり、招集から始まって様々な部隊がありますので、その役割分担ごとに、災害現場ですと、例えばビルが倒壊したものを模擬したもの、土砂が崩れたもの、いろいろなものを模擬した現場がありまして、そこに各々の部隊を配置して救助訓練をするといったことをしています。それを平素からやらないと、危機管理、災害が発生した場合にすぐに対応できないということでございまして、その訓練の必要性について、国民目線でどれだけ必要かというのは、なかなか説明としては難しいです。ちょっと今手元に資料がないですけれども、ある災害が発生したことを想定して、何県もが関連して訓練をやることによって、例えば南海トラフや東南海トラフ、それを年何回やればそれが妥当なのかというのは、説明は非常に難しいですね。

**松本委員** わかりました。しかし、それが非常に重要で13ページの使用実績④ですけれども、実際の災害・警護・警備が256チャンネル・日でこれをやはりよい質で行うために、それ以上のこれほどの訓練が必要であるということが書かれていて、つまり、何が申し上げたいかということ、4チャンネル確保しているからやっているのか、必要だから4チャンネル確保しているのかは、これを読んだだけではわからないということにして、私たちがチェックをしたいのは、必要なものを積み重ねるとやはり常に4チャンネル必要なかどうか、つまり4チャンネルあるからこれだけやっているのか、この違いをやはり警察庁のほうから説得力のあるご説明をいただくということが重要なのではないかと思います。

**通信運用室** そういうご質問であれば、4チャンネルを借り上げている予算よりもはるかに動かす人の人件費のほう警察にとっては負担になっているので、議論の方向としては、衛星を使うために訓練をしているということはちょっとあり得ないと思いますが。

**松本委員** 質問の仕方が悪かったかもしれませんが、衛星を使った訓練が必要かどうかということですが。

**通信運用室** 衛星を使った訓練、先ほど申し上げたとおり、災害の動画をご覧くださいますと、救助活動はけっこう長い時間やるわけですが、それをどういう災害現場で、どういうカメラの設定をし、衛星に打ち上げる前に、衛星車、あるいは可搬衛星設備とカメラの間をどういう回線を張るかということも非常に大きなノウハウとなります。そういうところを現場に応じて選択し、よりステディな回線を構築するために、警察の災害救助訓練の場を借りて一緒に訓練しています。

**官房長** ちょっと、すみません、お答えが少しずれているところがありますので、今、

確認したのですが、まず、合同訓練の中身ですが、これは例えば、先般、伊勢志摩サミットがございまして、それから各所で大臣会合がございました。このためには1年以上前から準備することになりますし、直前にはものすごい機動隊員を特別派遣して警備をやるのですが、2週間前、1ヶ月前にはその機動隊員の数を増やしていく、交通規制の警察官も増やしていくということになります。その本番までは、今確認しましたところ、合同訓練ということのようでございます。もともとの活用イメージが災害ということで、これは確かに容易ではないかとお指摘をいただいているわけですが、写真になかったいわゆる警備・警衛・警護、こういったものの直前や準備段階にも使っているということが言えるかと思えます。それから、また議論の論点が後で出てくるかもしれませんが、年間契約で、一定期間、災害などの時に、例えば、7回線あるようで、7回線のうち4回線以上使用する場合、どのような契約があるのかということにも関わってくるかと思えます。今、説明は4回線をどれに使っているのかという説明になってしまっていますが、後で出てくるかもしれませんが、そういった観点もでございます。

**竹谷委員** 今、官房長からお話のあった4チャンネル以上使う場合の契約という話ですけども、チャンネルごとに個別の契約を結ぶのですか。

**通信運用室長** 大変、本質をついたご質問ですけども、技術的な話になりますが、通信衛星にはトランスポンダという中継器が20、30本入っていますが、それ1本でカラー映像7回線分になり、本質的にはこれ1本を借り上げる契約となっています。そうしないと、先ほど申し上げたように、警察庁の統制でいつでも回線を張れるということですか、これは終日専用の部分ですが、随時回線3回線についても警察庁が貸してくださいというこの契約が実現できないので、実質的には7回線を警察庁で占有するというのが、この契約の本質になっています。それによって、例えば、衛星通信会社で、警察庁は、可搬局といいましてアンテナも小さく出力も弱い機械を使っているのですが、衛星の届く電波の強さでいうと固定局の20分の1、30分の1くらいで、これに対応できる警察庁の占有する中継器の設定をするわけでございまして、そこが非常に重要なポイントになってくるのであろうと思えます。

**竹谷委員** チャンネル使用状況のグラフを拝見すると、最大でも6チャンネルの使用になっていますが、残り1チャンネルは必要ないという話にはならないのですか。

**通信運用室長** これは、あくまでも27年度の場合でございまして、例えば、東日本大震災の場合は、発災が午後でしたけれども、発災前に実は訓練をしておりまして、発災後、その回線を全て切って、すぐに震災のために7回線使用した状態が1週間程度続く状態ではございました。そういう意味では、先ほど言葉足らずでございましたけれども、ピーク需要に対応しなければならぬので、トランスポンダ1台、7回線を借り切ってピークにも対応しています。

**石井委員** 7回線、つまりは0か7かという理解でよろしいでしょうか。

**通信運用室長** 質問の意味がよくわかりませんが。

**石井委員** 0というのはあり得ないと思っていますので、今、7回線を終日4回線、随時利用3回線ということで、4回線は常に、3回線はいざの時のために取っていらっしゃる、一方で中継器は7回線、つまりは中継器を借り上げているという話になって

しまうと、例えば、随時利用3回線を2回線にしようとする選択肢があるのかということと、そういう投げかけを業者にしたことがあるのかということなんですけれども。

**通信運用室長** 行政事業レビューで討議いただくことになって、終日利用回線を3回線にしたらどうなるのかということで見積を取り直しました。見積レベルでは、今の使用状態だと6%程度高くなるということでございます。ただ、これは見積でございますので、契約約款の額で計算をされてきておりまして、参考程度にしかならないと思いますが、先ほど申し上げたとおり、額の問題は然ることながら、いつでも回線貸してくださいといったその他の条件が満たされないことになるため、いざというときに使えないということになりますので難しいと思います。

**石井委員** ちなみに今の随時利用の3回線というのは、いざという時には使えるんですよ。

**通信運用室長** 使っています。

**石井委員** 使えるということが条件ということですね。15分くらい準備に時間がかかるということなんですけれども。

**通信運用室長** 具体的に申し上げますと、疎通前試験というものをやるのですが、衛星通信会社に電話をし、了解を取り、そのやりとりで時間がかかるということです。

**石井委員** 残りの4回線はいつでも使用できるということですね。

**通信運用室長** これは借り切りの状態ですので、機械を設置して1分くらいですね。

**石井委員** わかりました。

**赤坂委員** 事業者ですけれども、スカパーJ S A T以外にも、現在、このような事業をやっている事業者はいるのでしょうか。

**通信運用室長** 事業をやっている事業者はございます。私どもが使用しているK uバンド帯で36MHzという広帯域の束で貸し出している、そういうサービスの免許を持っている事業者はいます。

**赤坂委員** この入札説明書を受け取りに来た業者は複数の業者がいるのですか。

**通信運用室長** はい。

**赤坂委員** そうすると、サービスの提供は可能なのですか。

**通信運用室長** 具体的には、行政事業レビューがあるということで、入札説明書を受け取りにきた6者、うち1者はスカパーJ S A Tですが、他の5者に対して、なぜ応札がなかったか伺いました。3者については、束貸しをしていない、音声回線のような細かい回線しかサービスを提供していない、もともとサービス内容が異なるという答えだったので、この3者については、今後の応札も期待できないと思います。サービス内容が変われば別ですけれども。他の2者ですが、1者については、衛星は違う衛星を使うので、特に警察本部や警察庁が使用している固定局の向きに衛星の方向を向けなければならない、通信衛星は静止衛星ですので場所が決まっていますので、その費用を計算しなければならないのですが、そこまではできませんでしたという答えでした。7ページですが、その他の条件、一番下にありますが、「衛星回線の移行に伴う費用は全て請負業者が負担すること。」となっており、どれほどコストがかかるか計算が必要となり、そこまではできなかったとのことです。もう1者の答えは、当時、K uバンド帯の束貸しをするサービスの免許を取っていなかったとのことで、すでに免許を取ったので、次回の入札

は考えたいとの答えでした。

**赤坂委員** そうするとその2者は参入してくる可能性があるということですか。

**通信運用室長** 次回の入札では是非応札していただけるように、これから、要望という  
と少しおかしいかもしれませんが、何が入札のネックになっているのか、詳しくお話を伺いたいと思っています。

**赤坂委員** それともう一つですね、価格を決めるに当たって約款という話がありましたけれども、これはどういうものか、業者が各自でこしらえてくるものなのか、それともある程度公共的なチェックがなされているものなののでしょうか。

**通信運用室長** 以前は、許認可の対象となっていた時代もございましたけれども、随時の規制緩和が進みまして現在では、届け出も必要なくなっているはずです。平成16年からと記憶しています。

**赤坂委員** そうしますと、この予定価格を出すに当たって、見積りですね、業者から見積りを取るわけですね、その場合の見積り内容は大まかな約款の金額がこれだからこれという出し方でしょうか。

**通信運用室長** 見積りは約款の額で出てきます。

**赤坂委員** それだと何もかも含めた金額で出てくるということですか。

**通信運用室長** ただ、その他の条件は約款にはございませんので、ここはコストに跳ね返る部分だと思いますから、そういう意味では、通常の一般ユーザーに提供されている額と比べて金額は同じかもしれませんが、コスト的には多少かかっているのではないかと思います。

**赤坂委員** 見積りの取り方自体も技術的な改善の余地があるのでしょうか。例えば、積み上げ方式や積算方式とかですね。

**通信運用室長** なかなか衛星に関する原価を発注者側で詳細に定量的に把握できるかという点が残念ながら難しいです。

**松村委員** かなり誤認していたのですが、約款のベースで金額が出てきている、つまりコストは若干余分にかかっているのだけれど、民間で同じ帯域を占拠している方と全く同じ値段、そうすると他の省庁も契約するわけですね、約款ですと同じ値段になるのですか。

**通信運用室長** いえ、今契約している額は、入札の結果、約款よりは、こういう条件を付しているなかで、金額だけで比較すると一割程度安くなっています。

**松村委員** 26年から27年にかけて金額が上がっているのは入札の結果なわけですが、こういう原因がありそうだとすることは把握しているのですか。

**通信運用室** 入札の結果としか申し上げられませんが、同じ時期にこの程度、約款の金額も上がっています。恐らく、その他のユーザーがついたものと思われます。

**会計課長** 他にいかがでしょうか。

**上村委員** 平成18年から平成21年まで3.6億円だったわけですがけれども、3.6億円と6億円で事業自体のクオリティはどうだったのでしょうか。落ちていたのでしょうか。

**通信運用室** クオリティ自体は今と変わらないと思います。

**上村委員** そうすると、こちら側として、事業者の費用構造というのはなかなか把握で

きませんけれども、基本的には3.6億円でもうまく回っていたと評価してもよいですか。

**通信運用室長** 当時はそうだったと思います。

**上村委員** 現状としては5.6億円出さなければならないものとなっているのは、競争性以外に何か考えられるものはありますか。やはり競争性としか考えられないですか。

**通信運用室長** 衛星が高くなったとか、ロケットが高くなったという話も聞きませんが、あるいは、管制系統の人的費が上がった、そのシステムが上がったということが把握できればよいが、私どもではなかなか把握できません。

**上村委員** とはいえ、金額ベースでいうと2億円も違うので、把握できないとするとそれだけで片付いてしまうという感じではあるのかなと思います。ですから、この2億円はどこに消えているのだろうと。私のコメントですけれども。

**松本委員** 入札がらみのことで、もしかしたら検討違いかもしれませんが、伺いたいののは、同様の必要性は他省庁にもあり得るのか、例えば海保だったり、自衛隊だったり、いろいろ有り得ると思うのですが、先ほど、7回線分のトランスポンダ1台というのをですね、つまり、契約主体を警察庁のみで考えるのではなく、もう少し日本政府全体として考えることはできないのであろうかということ率直に思うのですが、7回線がセットじゃないとより金額が高くなってしまわれると、各省庁では、7回線もいらないけど、1回線くらいあれば助かるという省庁もあると思うのですが、省庁間で衛星回線をうまくやりくりするということは現実的に可能なのか、あるいは、妥当な方法なのかということも含めてなのですが、どのようにお考えか伺いたいのすが。

**通信運用室長** 特に災害発生時は、需要が集中するので、その際、政府全体で借りている衛星回線を、あなたはここ、あなたはここというように割り振ることが可能か、あるいは、その時間的猶予が得られるのかということは相当検討しなければならないと思います。その他にもどこの省庁が何回線使っているか、技術的にはどういう周波数帯を使っているか、設備はどうなっているのか、いろいろな変数があるので、一朝一夕に「よさそうですね」とお答えする自信はありません。

**松本委員** こういう行政事業レビューとなると、我々も各省縦割でやることが多いので、行革事務局も予告しようとして議論はしますが、通信インフラ、衛星回線のようなものをうまく政府のなかで活用するという、どうも先ほど7回線の話があったので、つまりここで細かい議論をしても、7回線を減らすとコストが逆にかかるという事態を考えれば、もし融通し合えるのであれば、したほうがよいと思うのですが、検討されたことはないということよろしいですか。

**通信運用室長** どこかの省庁が音頭を取って、情報を出し合って検討したという機会があったことは知りません。

**松村委員** 先ほど、競争性が将来確保される可能性があると言われて、確かにその可能性があると思うのですが、一方で静止衛星はどう考えても有限なもので、なおかつ、これから需要がどんどん増えてくると予想されるなかで、今までのように民間向けの約款よりも安い調達が続的にできるのだろうかということは、今までのようにウォッチしていただきたいし、約款が急激に上がってくるとか、民間向けの金額が急激に

上がってくるとかということがないかどうか見ていかなければならないと思います。その上で安い調達が難しくなるようであれば、政府全体で、いろいろな省庁が調達しているわけですから、融通とか技術的ないろいろな問題はあると思いますが、一括して、事実上の独占事業者と交渉したほうがよいのかということ、そういう事態になったら、やはりどこかが音頭を取って検討しなければならないのではないかと、ひょっとしたら行革事務局なのかもしれないのですが、現状のような民間が調達するのに比べて安い調達ができているという状況がなくなってくる事態ではやはり検討を始めなければならないのではないかと私は思いました。ただ、警察庁がイニシアティブをとるべきなのか、どこがとるかということは別の問題で難しい問題だとは思いますが、もしそのような事態になったら是非ご協力をお願いいたします。

**会計課長** それでは、ご審議の途中ではございますけれども、そろそろコメントシートへの御記入を始めていただきますようお願いいたします。

**会計課長** 他に御質問や御意見などございませんでしょうか。

**赤坂委員** 一点だけ、他の省庁と共同でという話もありましたが、警察自体の秘密性という観点から、他省庁との共同調達は可能なのでしょうか。

**通信運用室長** 確かに秘密の部分がありますけれども、回線自体は鏡のようなもので、しっかり調整ができれば、その方法はあるんだと思います。ただ、技術的に申し上げますと、暗号の関係とかいろいろありまして、なかなか詰めなければならない部分はあります。一概に「すぐできます」という話ではないと思います。

**上村委員** これは質問になってしまうかもしれませんが、民間の事業者も衛星回線を使っているのですね。民間の回線を一部借りるということは非常に難しいという認識でよろしいですか。

**通信運用室長** 民間の設備がどのようになっているかは把握していません。どういう貸し方をしているかということも実際のところはわかりません。民間の回線をその場で借りたいと？

**上村委員** そういうことは警察庁としてやりたくない？。

**通信運用室長** まず第一に即時性が非常に重要でございまして、要救助者を捜索するということは、発見が1分、1秒遅れることにより、その方は助からないかもしれませんで、そこは警察としては、即時性というのは不可欠と考えています。そこで、先ほどの調達を一本にまとめるという話はうまく調整ができるのかと、結局は、ここはあなたの分だと割り振らざるを得ないのではないかと考えます。

**上村委員** 警察庁としてはある程度確保するほうが大事だということですね。

**上村委員** 過去2回、一者応札が続いてますよね、契約5年おきですよ。平成22年度の段階で1者応札になった時に、次は一者応札を避けなければならないという動きはあったのでしょうか。

**通信運用室** 今回の入札においては、衛星が変わるということを想定して、入札公告から応札までの期間を70数日間設けて、事業者側が対応できるように配慮しましたが、結果として応札がありませんでした。

**上村委員** わかりました。次はそのようなことがないようにということですね。

**石井委員** ちょっとしつこいんですけど、7回線ありきという議論では決してないとは

思うのですが、先ほど、今後、競争性の話もありましたけれども、7回線の組み合わせというか、組み方みたいなところは、現状がベストであるというところはあるのかもしれないですけれども、その現状がベストであるといったところの説明は、やはりちょっと弱いのかなと思いました。この4、3の組み合わせがベストなんですというところはもうちょっと検討の余地、例えば、これは価格の面で見たら、この組み合わせを変えたら、このようになるんだとか、常に4あることというのは、先ほど、この議論の前半のほうで訓練はどのくらい必要なのかという議論もあったかと思うのですけれども、そのあたりも、今後に向けてですけれども、7を4と3に割るのがあるきとは決してないと認識していますので、それがどういう理由で4と3に分かれていて、もちろん価格の面で、いざという時のために、ということだと思うのですけれども、そのあたりがもうちょっと詰められなければならないのかなと、少し感想めいたことですけれども。

**上村委員** 石井先生がお話したことに関連してですが、4+3で7というイメージですが、この組み合わせを変えた時に、先ほどシミュレーションの、事業者に問い合わせなければわからないということだと思うのですけれども、それで、現在よりもコスト高になったというのは、4+3がある種、そちらのほうが優れているという一つの証拠になると思うのですが、そういうような事後的でいいから、チェックをすると、この組み合わせが今のところはいいんだというような資料づくりになるのではないかと思います。なので、できれば事後チェックになって、過去の使用頻度に合わせて、4と3の組み合わせがベストだったということがわかればいいと思いました。

**松本委員** 最初に申し上げたように訓練が重要だということは否定しないのですが、しかし例えば、どういうところを重点にされているのかと、先ほどおっしゃったように訓練自体はもっとやっていって、その一部で衛星回線を使っているとするのであれば、例えば、こういう水害が多いので、水害に脆弱な地域を重点に置いているとか、あるいは、それぞれ都道府県の県警レベルでの経験が必要だから、47都道府県を毎年いくつくらいずつやるとか、何かやはり合同訓練をされるにしても一定の方針とこれくらいのを予測してやっているから、このくらい必要なんだというご説明がほしいなと思いますので、ぜひそのあたりについても、今後どのような方針で衛星を使った訓練をされるのかということ警察庁の中でより明確な方針を作っていただき、レビューシートにもそれが反映されるように期待をしたいと思います。

**会計課長** それでは評価結果及びとりまとめコメントの案を取りまとめ役である赤坂先生からお願いいたします。

**赤坂委員** それでは発表します。皆様投票した結果は「事業内容の一部改善」が5人、「現状どおり」が1人であり、それぞれ主なコメントにつきましては、「事業内容の一部改善」につきましては、

- ・ 4チャンネルを確保する必要性があるかを含めて検討し、合理的説明を国民にしてほしい。
- ・ 日本政府全体として衛星を確保して、コストを下げられないのか検討してほしい。
- ・ 剣道大会などでのその他の使用については再検討してほしい。
- ・ 参入可能である事業者との対話が必要であり、参入可能性を高めるよう努力すべ



き。

- ・ 警察庁としてコスト削減の可能性を探るべきである。
- ・ 警察庁の各種行事、例えば剣道大会や逮捕術大会などの生中継は他に訓練も行っていることから、不要ではないか。
- ・ 今年度の落札者以外でも、入札可能な業者が存在するので、仕様、入札期間等工夫することにより、他者の応札を実現してほしい。
- ・ 現時点において複数入札に向けて動いており、評価できる。7回線ありきという議論になってしまっているため、他の省庁と合わせ、調達の検討が必要である。
- ・ 約款に基づく見積書の内容の細目化、積算性の検討の余地あり。
- ・ 他省庁との共同調達も検討課題である。

というのが一部改善についてのコメントでありました。それから、「現状通り」につきましては、

- ・ 継続的に価格の妥当性を監視した上で、安価な調達ができなくなる状況になった場合には、政府全体での調達も検討すべき。

というコメントがあり、これもある意味では、「事業内容の一部改善」になるのではないかという感じがします。取りまとめコメントの案といたしましては、最多数得票を得た「事業内容の一部改善」をもって、とりまとめといたしたいと思います。

**会計課長** それでは、ただいまの評価結果及びとりまとめコメントの案に対しましてご意見がありましたらよろしくお願ひいたします。

**会計課長** よろしいでしょうか。それでは、最終的な評価結果及び取りまとめコメントは、先ほどの赤坂先生のご発言のとおりといたしたいと思います。どうもありがとうございました。今後は、この評価結果といただきましたコメントを踏まえまして、事業の改善を進めてまいりたいと思います。それでは、この事業につきましても、これにて終了いたします。予定しておりました2事業の審議がこれにて終了いたしました。最後に栗生官房長から御挨拶をさせていただきます。お願ひいたします。

**官房長** 本日は誠にありがとうございました。昨年もこの会に出させていただきますが、役所の中ではなかなか思いつかない、または言い出せないことをご指摘いただきました。一部改善ということで、今回の二つの事業、安心な社会を創るための匿名通報事業、衛星回線契約役務につきまして、ご意見をいただきました。ご意見の中身も多岐にわたっておりまして、我々、今後、この事業を効率的、効果的に行うために生かして参りたいと存じます。当大臣、国家公安委員会委員長は、たまたま、行政改革担当大臣でもあられますけれども、またこのご意見を踏まえて活かして参りたいと思います。ありがとうございました。

**会計課長** 以上をもちまして、警察庁の公開プロセスを終了させていただきます。どうもありがとうございました。

以上